

国保と老人保健の一部が変わりました

今回の改正は、急速な少子高齢化の進展の中で、国民の安心の基盤である皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものにするために、医療給付費の伸びと国民の負担との均衡を確保するためのものです。

平成18年10月から

①高齢者（現役並み所得の方）の自己負担が変わりました

70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得の方（老人保健対象者も含む）の自己負担割合が変わりました。

平成18年9月まで 2割 → 平成18年10月から 3割

〈参考〉現役並み所得者…課税所得145万円以上の高齢者

現役並み所得となる世帯の収入

夫婦2人世帯	520万円以上 (年収ベース)
単身世帯	383万円以上 (年収ベース)

②医療費の1か月の自己負担限度額が引き上げられました

●70歳未満の方●

平成18年9月まで

上位所得者 (総所得 670万円以上)	139,800円+ (医療費-466,000円)×1% (77,700円)
一般	72,300円+ (医療費-241,000円)×1% (40,200円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

平成18年10月から

上位所得者 (総所得 600万円以上)	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% (83,400円)
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

●70歳以上の方●（老人保健対象者も含む）

平成18年9月まで

	外来		外来+入院 (世帯ごと)
	個人ごと	世帯ごと	
現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (40,200円)	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円	40,200円
低所得者 (住民税非課税)	II	8,000円	24,600円
	I (年金収入 65万円 以下等)		15,000円

平成18年10月から

	外来		外来+入院 (世帯ごと)
	個人ごと	世帯ごと	
現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)	II	8,000円	24,600円
	I (年金収入 80万円 以下等)		15,000円

(注1) ()内の金額は、多数該当の場合

(注2) 公的年金等控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並み(44,400円)に据え置きます。

※人工透析が必要な上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられました。

③現金給付（出産育児一時金）の見直しを行いました。

少子高齢化対策の一環で、出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられました。